

諮問番号：諮問第 73 号

答申番号：答申第 73 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるとともに、「即時審査請求人に対し通常の支給額の支払を実行させる決裁」を求める。

- (1) 健康上の理由から定期的に入院養生を繰り返し、自立した生活を営むため、身体調整を 1 か月を超えない範囲で行っている。このため、支給日が翌月にまたがる場合でも、通常の支給を受けてきた。
- (2) 今回入院は 4 週間であるが、1 か月を超えた場合、ケースワーカーの落度になるとの理由で減額支給するが、退院日が確定次第、差額を即時に支払うとのことであった。しかるに、退院日が確定しているにもかかわらず、実際に退院してから、支払手続きをすると前言を翻したため、退院から支給までの生活資金がなくなる事態となった。
- (3) 生活扶助は当月支払分を前払いするが、退院確定 3 月 15 日から支給手続に要する 1～2 週間は無一文で生活しなさいという趣旨であるのか確認したい。
- (4) 入院中に金の心配をさせ、ストレスをはじめとする健康阻害を目的として業務を行っているのか説明を求める。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求

める部分は棄却されるべきである。また残余の主張部分については不適法であるため却下されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 本件処分の取消しを求める部分について

審査請求人は、入院見込期間が4週間であったにもかかわらず、処分庁が3月1日以降の基準生活費を入院基準に変更したことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

そこで、入院見込期間が4週間であったにもかかわらず、処分庁が平成30年3月1日以降の基準生活費を入院基準に変更したことに違法又は不当な点はなかったか検討する。

- (1) 入院患者日用品費については、病院に「1箇月以上入院する者」について算定するとされている（生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1第3章の1の（2）のア）。審査請求人が平成30年2月16日に雁の巣病院に入院見込期間4週間で入院したことが認められるが、この場合、審査請求人は「1箇月以上入院する者」に該当すると認められるかを検討する。民法（明治29年法律第89号）第140条は「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない」としていることから、審査請求人の入院期間の起算日は、平成30年2月17日と認められ、また、同法第143条第1項は「週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する」、同条第2項は「週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する」としていることから、審査請求人は平成30年2月17日から4週間の相当する日（同年3月17日）の前日（同月16日）が満了する時以降に退院することが予定されていたものと考えられる。同様に、民法第140条並びに第143条第1項及び第2項の規定から、審査請求人が入院した日の翌日（平成30年2月17日）から1か月の相当する日（同年3月17日）の前日（同月16日）が満了するとき以降に退院する予定である場合、「1箇月以上入院する者」に該当することとなる。したがって、審査請求人が平成30年2月16日にA医療機関に入院見込期間4週間で入院した

ことにより同人が「1箇月以上入院する者」に該当したものと評価されるため、処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

審査請求人は、平成30年3月8日に退院していることから、実際の入院期間は1か月未満となっている。しかし、「見込入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護者が死亡等のため、結果的に入院期間が1か月未満になった場合」、「結果的に入院期間が1か月未満になるにしても、これは、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれた場合は一旦認定した日用品費の額の計上を取り消すことなく、日用品費を認定する」（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7-29）ことから、結果的に入院期間が1か月未満となったからといって、処分庁の判断に違法又は不当な点がないことに変わりない。

- (2) 入院患者日用品費をいつから算定するかに関し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知）第7の2の(3)のエによれば、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合（中略）は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること」とされている。

審査請求人の入院日が平成30年2月16日であり、審査請求人は「月の途中で入院した者」に該当すると認められるところ、平成30年3月1日から入院患者日用品費が算定されるものとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

2 「差額を即時支払うこと」の主張について

- (1) この主張が、審査請求人の退院後の生活保護費を居宅基準へ変更すべきであるという意味であるとする、確かに審査請求人が退院した場合には、処分庁は、退院した日の翌日以降、生活保護費を居宅基準へ変更する必要があることは認められるが、審査請求人の生活保護費を居宅基準へ変更すべきであることは、本件処分の適法性及び妥当性に影響するものではなく、本件処分の取消しを求める理由とはなりえない。
- (2) この主張が、生活保護費が入院基準に変更された平成30年3月1日以降の生活保護費を居宅基準へ変更すべきであるという意味であるとする、同日から審査請求人が退院した日までの間、入院基準を適用したことに違法又は不当な点がないことは上記1のとおりであり、また、審査請求人が退院した日の翌日以降の生活保護

費については上記（１）のとおりであることから、いずれも本件処分の取消しを求める理由とはなりえない。

（３）したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 保護費の算定

平成３０年３月１日から入院患者日用品費が算定されるものとして、最低生活費を生活扶助２３，６６０円（入院患者日用品費２２，６８０円及び冬季加算９８０円）と住宅扶助３７，０００円との合計６０，６６０円と算定し、年金等３４，７３１円（過払金返還額２３，１５４円を含む。）を収入認定額として認定（収入認定額については前月から変更がなく、審査請求人からも当該収入認定額を争う旨の主張はない。）して保護費を算定したことに誤りはない。

4 趣旨の確認や説明を求める主張

審査請求人は、「生活扶助は当月支払分を前払いするが、退院確定３月１５日から支給手続に要する１～２週間は無一文で生活しなさいという趣旨であるのか確認したい」、「入院中に金の心配をさせ、ストレスをはじめとする健康阻害を目的として業務を行っているのか説明を求める」と主張しているが、これらの主張は、本件処分が違法又は不当であることを裏付けるものとは認められない。

なお、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（以下「行政庁の処分」という。行政不服審査法第１条第２項）に不服がある者の申立てを受け、審査庁が行政庁の処分に違法又は不当な点がないかを審査する制度であり、審査庁又は処分庁に対して趣旨の確認や説明を求めるものではない。

5 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 「即時審査請求人に対し通常の支給額の支払を実行させる決裁」を求める部分について

審査請求人のこの部分の主張は、本件処分の取消しとは別に、審査庁が処分庁に対して、平成３０年３月分の基準生活費を居宅基準で算定した保護費を直ちに支払うこと、又は平成３０年３月分の基準生活費を居宅基準で算定した保護費への保護変更決定処分を直ちに行う旨を命じ、又は行う措置を求めたものと解されるが、上記２のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない

したがって、本件審査請求において、「即時審査請求人に対し通常の支給額の支払を
実行させる決裁」を求めることはできず、この部分に係る請求は不適法なものである。

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は1～5のと
おり理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、
残余の部分は同法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年6月21日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1
項の規定に基づく諮問を受け、令和元年7月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、入院見込期間が4週間であったにもかかわらず、処分庁が3月1日以
降の基準生活費を入院基準に変更したことは違法又は不当であると主張しているが、本
件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断
に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、審査請求人に対する通常の支給額の支払いを実行させる決裁を
求めているところ、この部分につき審理員意見書では、行政不服審査法第46条第2項
に依拠しつつ、審査庁は処分庁の上級行政庁ではなく、また処分庁でもないので、審査
庁が同法第46条第2項の措置を行うことはできず、したがって、審査請求人に対し通
常の支給額の支払を実行させる決裁を求めることはできないため、同法第45条第1項
の規定により却下されるべきであるとされている。

この点について検討すると、同法第46条は、処分についての審査請求を認容する場
合について規定しているが、同条第2項各号に定める当該処分をすべき旨を命じ、又は
当該処分をするという措置をとることは、当該審査請求を認容する場合にはじめてとる
べき措置である。それゆえ、本件処分の取消しを求める請求は理由がないと判断される
本件審査請求においては、審査庁が処分庁の上級行政庁であるか又は処分庁であるか
にかかわらず、支払を実行させる決裁を求める部分は、その前提を欠き、主張自体失当と
いうべきである。

したがって、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は棄却し、残余の

主張部分は却下するとすべきものでなく、単に本件審査請求を棄却するとすべきである。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 中 野 哲 之